

6月 安全ニュース

梅雨の時季です。季節の変わり目は体調を崩しやすいので体調管理に十分気をつけましょう。熱中症予防として水分補給、栄養補給、休養をしっかりと摂って、引き続きコロナ予防対策も続けて下さい。

さて、7月は安全強化月間です。安全部会の委員が安全パトロールで毎週現場を巡回します。今回は、安全パトロールでチェックする内容を確認したいと思います。

安全指導現場巡回指導・点検チェック項目

- ・ヘルメットの完全着用をしているか。
- ・剪定、伐採。草刈り等作業時ゴーグルの着用をしているか。
- ・作業内容に応じた服装であるかどうか。
- ・作業靴が作業内容に応じたものであるかどうか。
- ・呼子笛の携帯（刈払機使用時は全員携帯する）
- ・安全就業、会員手帳の携帯
- ・ワッペン^①の着用がされているか。

安全指導・点検で**注意・指導**を受けられた方は以下の対応がされます。

- 2回注意・指導を受けると安全講習受講
 - 3回目の注意・指導を受けると警告書の手交
 - 4回目の注意・指導を受けると1カ月の就業停止（1カ月以上もある）
 - 安全講習を欠席されると再度安全講習を受けて頂きます。
 - 再講習を受講されない時は就業停止の対応を致します。
- ※先日配布しました総会資料（2-7）ページに載っています。

現場に出る前にもう一度自主安全点検をして下さい。就業報告書の裏側に自主点検表があるので、是非ご活用下さい。

「機械器具の点検と安全な使用

及び準備運動の励行」

※具体的取り組み事項

- ◇機械器具の構造、性能の熟知
- ◇使用前の点検及び使用後の手入れ
- ◇就業前の柔軟体操（ウォーミングアップ）



【事務局よりお知らせ】

人材センターよりショートメールにて連絡事項や、就業案内を発信しています。このメールは返信が出来ませんのでご注意ください。